

持続的成長に向けたデジタル化・生産性向上等支援補助金
運營業務委託に係る公募型企画提案実施要領

1 目的

物価高騰や人手不足等、厳しい経営状況にある市内中小企業者等に対し、賃上げ原資の確保や人手不足への対応に向けて、I o T、A I等のデジタル技術や生産設備等の導入により、労働時間の削減や生産量の増加による収益の拡大を図るための「持続的成長に向けたデジタル化・生産性向上等支援補助金」（以下「補助金」という。）を適正かつ円滑に交付することを目的として、コールセンター、申請書等受付・審査、調査員等による設備導入調査、導入設備の現地確認等を実施するものです。

2 公募の概要

（1）業務の名称

持続的成長に向けたデジタル化・生産性向上等支援補助金運營業務委託

（2）業務内容（※詳細は仕様書を参照）

- ア コールセンター業務
- イ 設備等導入調査・導入設備等の現地確認に係る業務
- ウ 交付申請書及び実績報告書の受付・確認等に係る業務
- エ データの管理に係る業務
- オ 広報業務
- カ ホームページ開設・運營業務
- キ 効果測定に係る業務

（3）委託期間

契約締結日から令和8年3月23日（月）まで

（4）契約上限額（参考金額）

47,740千円（消費税及び地方消費税含む）

（5）選定方式

公募型企画提案方式による提案審査

※提出書類及びプレゼンテーションによる審査とします。複数の選考委員が、応募者から提出された応募書類によって審査を行い、採択を決定します。公募内容や参加資格に合致していない企画は選考対象外となります。

（6）企画提案書類の提出期限

参加意向申出書受付：令和7年3月19日（水）～3月27日（木）

企画提案書の受付：令和7年3月28日（金）～4月9日（水）

3 参加者の資格要件

次の条件をすべて満たしていること。

（1）本業務に関するノウハウと他官公庁等における実績がある者

（2）法人格を有する者又は、複数の法人による共同企業体。共同企業体として応募する場合には、その構成員全員が応募資格を要すること。なお、共同企業体の取扱い等については、別に定める「持続的成長に向けたデジタル化・生産性向上等支援補助金運營業務委託共同企業

体取扱要綱」で確認すること。

- (3) 令和7・8年度川崎市業務委託有資格業者名簿において、業種「99 その他業務」種目「99 その他」に登録がある者、または、登録申請中であり、企画提案選定委員会時点で登録される見込みである者
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の申立がなされていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立がなされていない者。
- (5) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でない者。
- (6) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (7) 団体又はその代表者が市民税、法人税、消費税及び地方消費税を滞納していない者。
- (8) 川崎市暴力団排除条例（平成24年川崎市条例第5号）第7条に規定する暴力団員等、暴力団経営支配法人等又は暴力団員等と密接な関係を有することのない者
- (9) 神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75条）第23条第1項又は第2項の規定に違反しない者

4 公募のスケジュール

- (1) 公募要領の公表
令和7年3月19日（水）
- (2) 参加意向申出書の受付
令和7年3月19日（水）～3月27日（木）まで
- (3) 参加資格要件の確認通知
令和7年3月28日（金）
- (4) 企画提案に関する質問書の受付期間
令和7年3月19日（水）～3月27日（木）
- (5) 質問書回答
令和7年3月28日（金）
- (6) 企画提案書の受付期間（締切）
令和7年3月28日（金）～4月9日（水）
- (7) 企画提案審査会
令和7年4月11日（金）予定
- (8) 審査結果通知発送
令和7年4月14日（月）予定
- (9) 契約締結
令和7年4月15日（火）予定

5 担当部署

川崎市経済労働局労働雇用部

〒210-8577 神奈川県川崎市川崎区宮本町1番地 本庁舎9階

電 話（直通）：044-200-1732 FAX：044-200-3598

メールアドレス：28roudou@city.kawasaki.jp

6 委託業務の内容

業務の詳細は、仕様書を参照のこと。

7 提案に含める内容等

企画提案書作成にあたり、次の内容を参照しながら必要事項を提案に含めてください。

- (1) コールセンター業務
- (2) 設備等導入調査・導入設備等の現地確認に係る業務
- (3) 交付申請書及び実績報告書の受付・確認等に係る業務
- (4) データの管理に係る業務
- (5) 広報業務
- (6) ホームページ開設・運営業務
- (7) 効果測定に係る業務
- (8) 情報セキュリティ管理体制及び対策（システムに不具合が生じた場合の対処等）
- (9) 円滑な事業実施手法
- (10) 業務の執行体制

8 参加に係る書類の提出

この企画提案に参加を希望する事業者は、次により参加意向申出書を提出してください。

(1) 提出方法

持参又は郵送

なお、郵送による場合は、書留郵便とし、期限までに到着するようにしてください。

(2) 参加意向申出書の提出期限

令和7年3月27日（木）必着

持参の場合の受付は、提出期間中の日（土曜日・日曜日・祝日を除く）の午前8時30分から午後5時まで（正午から午後1時の間を除く）の間とします。

(3) 提出場所

「5 担当部署」に同じ。

(4) 提出書類

ア 参加意向申出書（様式第1号）

イ 企業概要（任意様式）

パンフレット等提案者の組織概要がわかるもの。

ウ 業務実施体制（様式第2号）

（ア）会社概要、業務実施体制及び同種・類似の業務実績を記載すること。なお、複数事業者で連携して事業を実施する場合は、代表会社について記入し、「本事業実施部門業務内容」の欄に協力会社名及び役割分担を記入すること。

（イ）職員数については、正社員及びそれに準ずる社員数を記載すること。

（ウ）同種の業務実績を川崎市、他の官公庁、民間等を含めて記載すること。

エ 本業務の実施体制（任意様式）

本業務に関連する経験等を有する者の実績、本業務における役割が分かるよう体制図などを用いた内容としてください。

(5) 確認通知の送付について

参加資格要件の確認通知は、令和7年3月28日（金）に電子メールで送付します。

9 質問及び回答

(1) 質問の提出方法

本件企画提案の実施内容に質問がある場合は、質問書（任意様式）に質問内容を記入し、電子メールにより「5 担当部署」へ提出することとします。

※電話又は口頭による質問は受け付けません。また、送付後に担当部局に到達したことを確認してください。

(2) 質問の受付期限

令和7年3月27日（木）必着

(3) 回答方法

受付期間内に寄せられた質問及びそれに対する回答は、一覧表に取りまとめ、令和7年3月28日（金）に応募者全員に対して電子メールで送信します。

※類似の質問内容は、質問を統合し一括して回答します。

10 企画提案書の提出

(1) 提出方法

持参又は郵送

なお、郵送による場合は、書留郵便等の配達記録が残る方法とし、期限までに到着するようにしてください。

(2) 提出期限

令和7年4月9日（水）

持参の場合の受付は、提出期間中の日（土曜日・日曜日・祝日を除く）の午前8時30分から午後5時まで（正午から午後1時の間を除く）の間とします。

(3) 提出場所

「5 担当部署」に同じ。

(4) 提出書類

ア 企画提案書（任意様式） 8部

（ア）A4横版（A3版の折り込み可）とし、表紙を除き15ページ以内で作成してください。

（イ）概念図や業務フロー図などを活用し、分かりやすい表現となるよう留意してください。

（ウ）提案以外の内容は記述しないこと。

イ 見積書 8部

（ア）様式は任意とします。ただし、積算の内訳は可能な限り細分化してください。

（イ）人件費については業務内容ごとの工数、直接経費については費目ごとの金額を示し、その積算根拠についても記載すること

ウ 会社概要（パンフレット等） 8部

(5) 企画提案書等の取り扱いについて

- ア 提出された企画提案書等は、返却しません。
- イ 受付後は、企画提案書等の差替え、変更又は追加は不可とします。
- ウ 企画提案書等は、あくまでも本業務の委託にあたり知識、経験等があるかどうかを確認するための資料であり、企画提案書に記載の内容は尊重しますが、全ての提案内容が契約に反映されるとは限りません。
- エ 企画提案書の受領後、本市が必要であると判断した場合には補足資料を求めることがあります。

1 1 選定方法

提出書類の審査と企画提案審査会（ヒアリング）におけるプレゼンテーション審査を実施し、企画提案の内容や実績等について総合的な判断を行った上で採択する受託予定者を決定します。ただし、公募内容や応募資格に合致していない企画は選考対象外となります。

（1）企画提案選定委員会の設置

ア 川崎市経済労働局内に企画提案選定委員会を設け、企画提案書の内容審査を行う。参加者の中から最も高い総合得点を獲得した業者を受託予定者、次点の業者を次点者として選定します。なお、採点の結果、最も高い総合得点を獲得した業者が複数の場合（同点の場合）は、次の順で業者を選定します。

（ア）評価項目の「ア 企画提案の視点・内容」が最も高い点数の業者を選定

（イ）見積書の総額が最も安い業者を選定

イ 最高得点の6割を基準点とし、基準点を超えた業者を選定対象とします。また、提案者が1社であっても、基準点を超えない場合は、対象外とします。

ウ 会議の公開

企画提案選定委員会は、川崎市審議会等の公開に関する条例（平成11年3月19日条例第2号）第5条第3号の規定に基づき非公開とします。

（2）企画提案審査会（ヒアリング）の実施

提案事業者は、事前に提出した提案書類に基づき、提案説明15分、質疑応答10分程度で提案説明を行ってください。提案事業者数により、提案説明時間等を変更する場合があります。提案説明の順番は、参加意向申出書の提出順とします。審査会当日の新たな資料追加は不可とします。

ア 開催日

令和7年4月11日（金）

イ 開催場所

川崎市役所本庁舎9階経済会議室（川崎市川崎区宮本町1番地）

ウ 企画提案審査会に係る注意点

（ア）インターネット環境はございません

（イ）モニターの利用は可能ですが、パソコン等の機器は提案事業者において御用意ください。

（ウ）事前に提出した資料以外での説明は不可とさせていただきます。

（エ）1社あたりの出席は3名以内でお願いいたします。

（オ）原則、当該業務に携わると想定される担当者が出席し、御説明をお願いします。

(3) 選定基準

評価項目 評価の着眼点

ア 企画提案の視点・内容

- ・事業目的を十分に理解し、仕様に沿った具体性のある提案となっているか

イ 提案内容の工夫

- ・提案者の強みを生かした工夫（独創性）がみられるか
- ・提案者の実績を生かした提案がなされているか

ウ 事業実施体制

- ・事業実施に必要な専門知識を有しているか
- ・業務遂行に適切な実施体制を構築しているか
- ・設備等導入調査に係る調査員が確保できているか

エ 取組意欲・積極性

- ・積極性があり、前向きな提案がなされているか

オ 提案内容の実行可能性

- ・十分に実行が可能な方法となっているか
- ・適切なスケジュールとなっているか

カ 経済性・効率性

- ・企画提案内容に対して、見積金額が妥当なものであるか
- ・提案内容に無駄がないか

1 2 失格事由

次の事由に該当する場合は、失格となります。

- (1) 企画提案書が提出期限内に提出されなかった場合
- (2) 企画提案書の内容に虚偽の記載がある場合
- (3) 他の参加者の協力者となった場合
- (4) 企画提案書の提出後に本実施要領「3 参加者の資格要件」に定める要件を満たさなくなった場合
- (5) その他、本実施要領に定める手続、方法等を遵守しない場合

1 3 選定結果の通知

選定後、速やかに各事業者あてに郵送で通知します（令和7年4月14日（月）発送予定）。
なお、選定結果等の電話・電子メール等での直接のお問い合わせには、応じられませんので御了承ください。

1 4 その他

- (1) 提出された企画提案書は、企画提案の審査・選定以外に提出者に無断で使用しません。
- (2) 企画提案書は、あくまでも採択事業者を選定するための資料であり、その内容は尊重しますが、必ずしもその内容に限定されないものとします。
- (3) 選定委員会により選定された最優秀者と仕様の細部や契約金額等について協議し、協議が成立した場合には、本業務に係る随意契約を締結します。この場合において、改めて仕様書

を作成し、見積書の提出を求めることとなります。

- (4) 当該発注に関する一切の手続きは日本語にて行うこととし、使用する通貨は円とし、契約書を作成します。
- (5) 令和5年4月1日から、これまで地方公共団体ごとに定めていた個人情報保護制度が「個人情報の保護に関する法律」に一元化され、本市も法の適用を受けることとなります。法では、個人情報保護のため、その適正な取扱いに関し必要な事項、保有する個人情報の本人開示及び訂正を請求する権利を定め、個人の権利利益を保護しています。法第66条第2項には、個人情報を取扱う事務の委託を受けた者の個人情報保護に関する義務が規定されており、本事業の受託者についても同項の規定が適用されます。
- (6) 企画提案書の作成及び提出に係る一切の費用は、参加者の負担とします。
- (7) 原則として、事業に要した経費は、事業終了後に完了検査を行った上で、支払います。
- (8) 参加意向申出書を提出した後に辞退する際には、辞退届(様式第3号)を提出して下さい。
- (9) その他、業務の実施に必要な事項は、本市と受託者で協議の上、定めることとします。
- (10) 当該落札決定の効果は、川崎市議会定例会における、本調達に係る予算の議決(令和7年3月頃)を要します。